


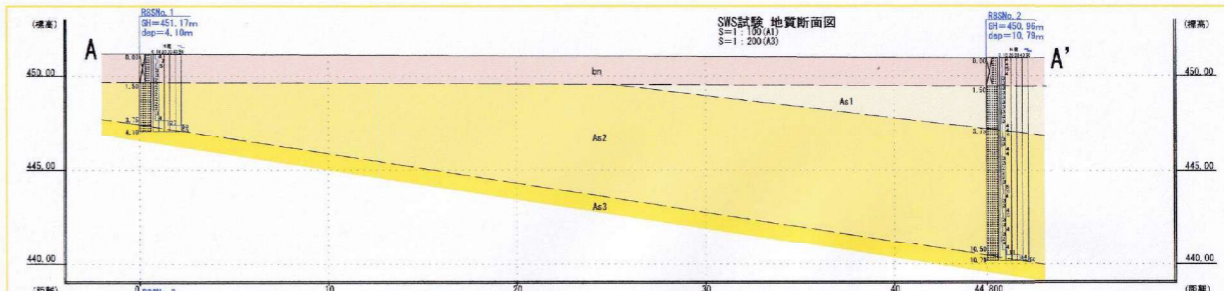
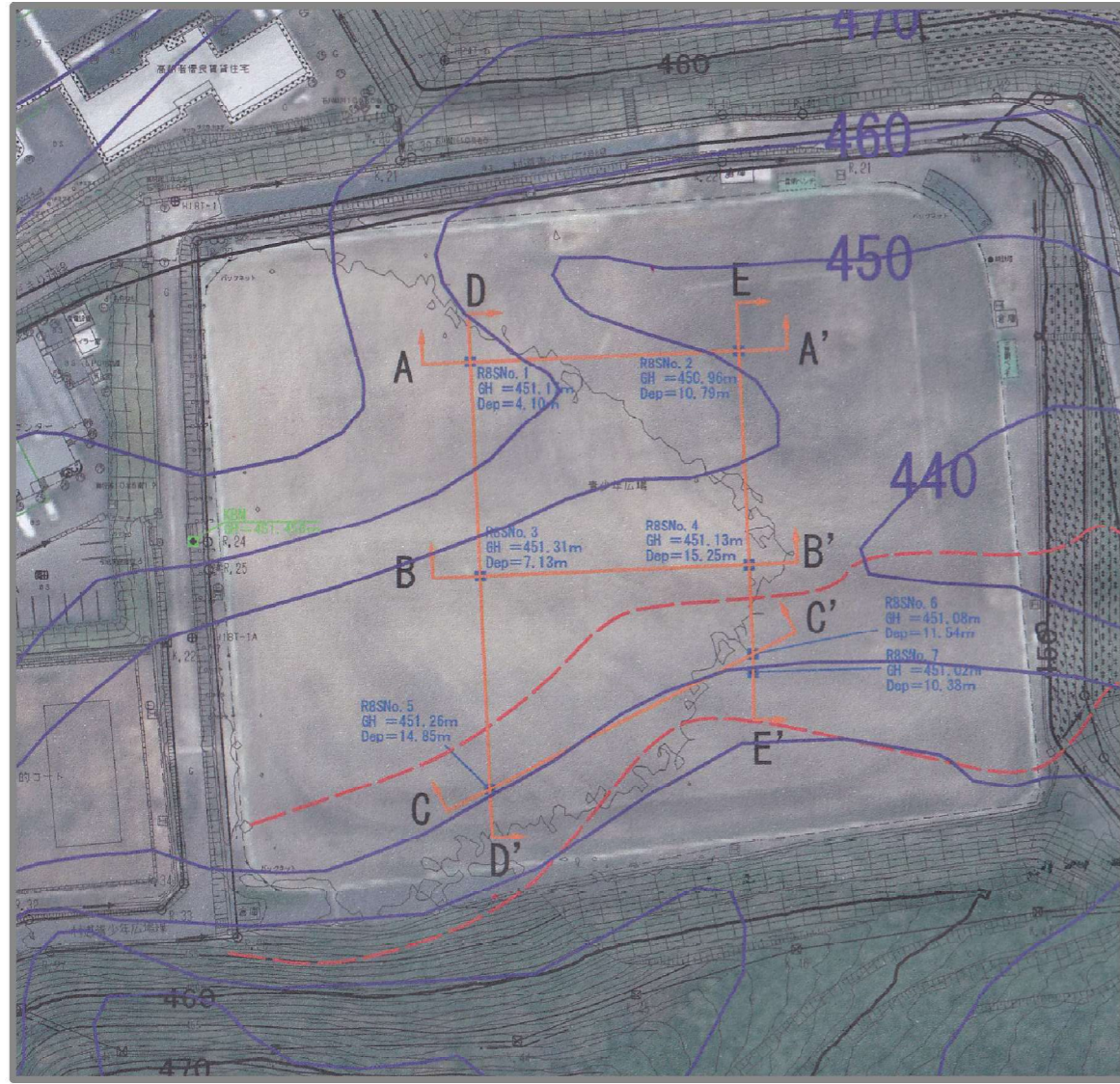
鮫川村義務教育学校新設における説明会 資料

令和8年4月

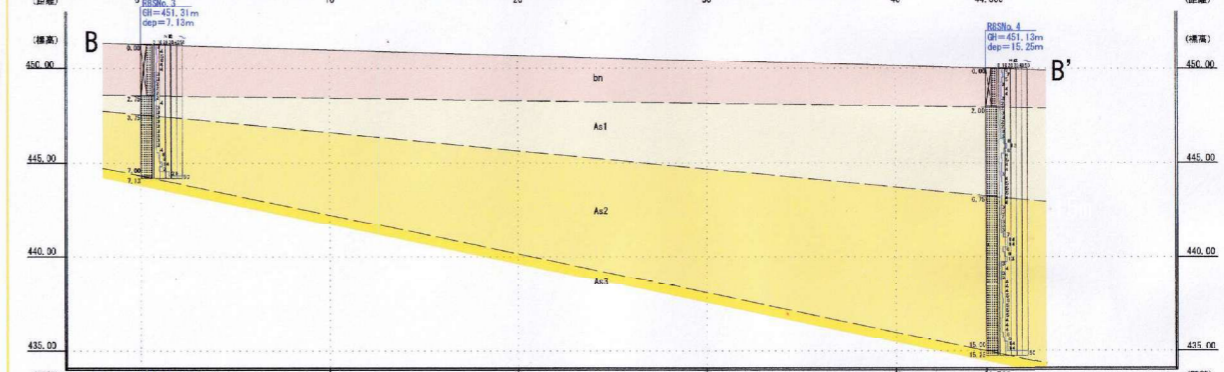
鮫川村

 株式会社 田畑建築設計事務所
一級建築士事務所

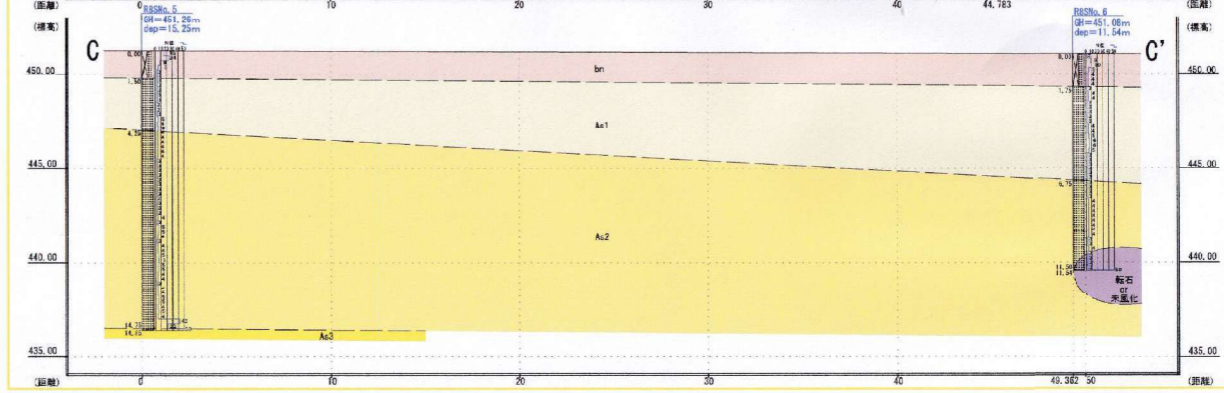
● 検討資料① (地盤の特性について)



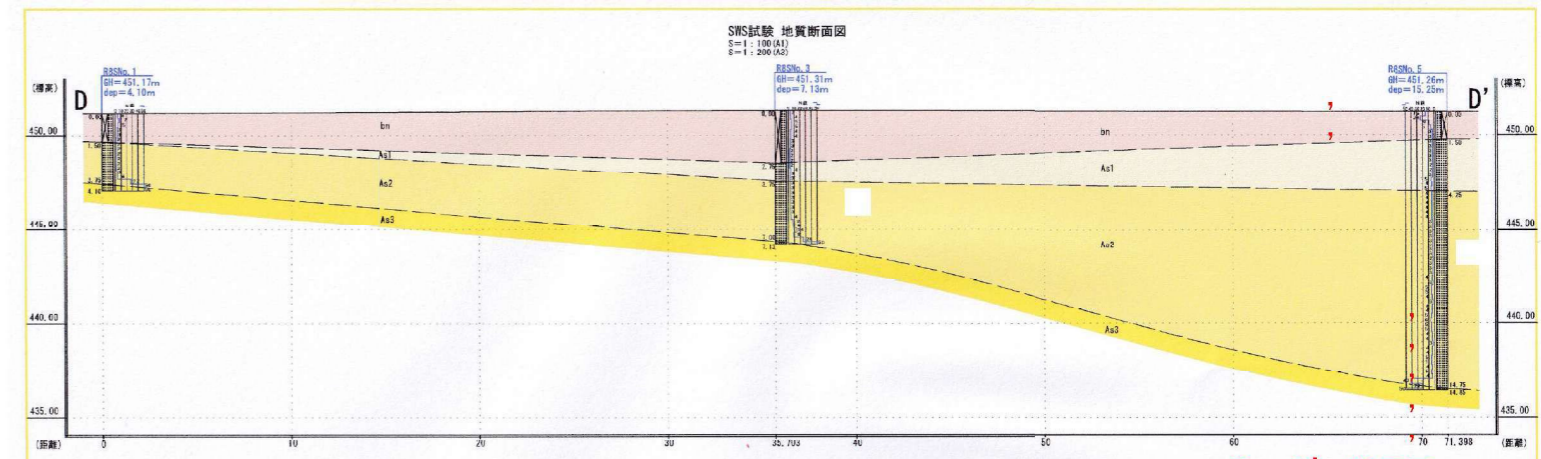
A - A' 断面図



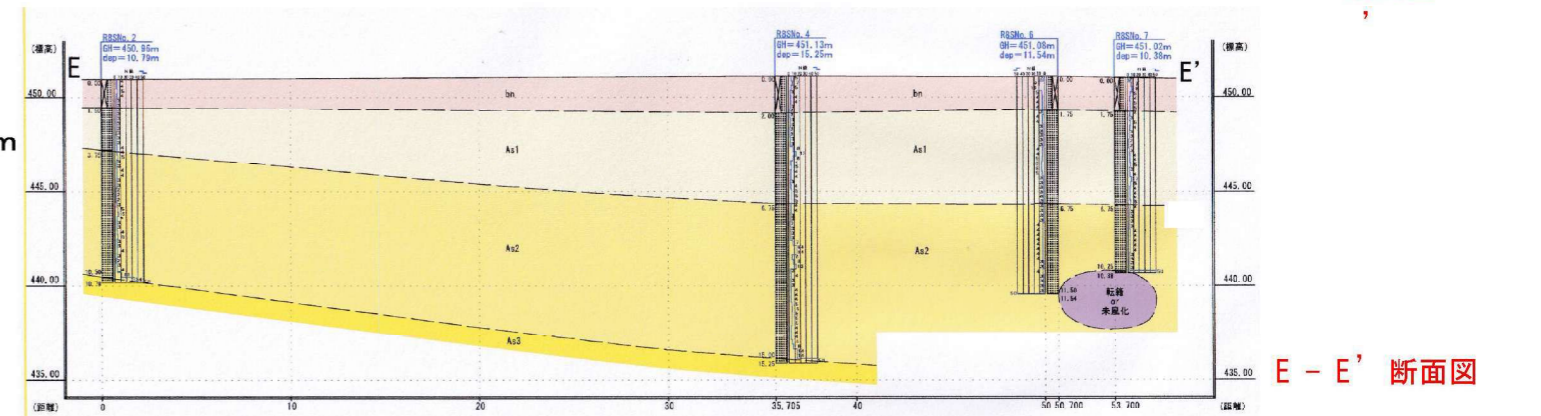
B - B' 断面図



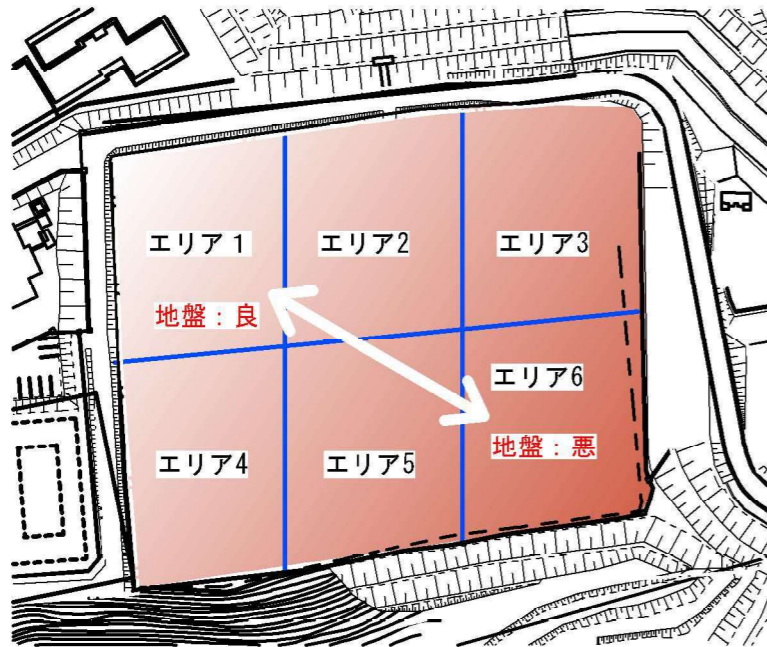
C - C' 断面図



D - D' 断面図



E - E' 断面図



・参考図より、旧等高線を反映。
 ・盛土は薄いと判断した。
 ・盛土層厚など推察についてはボーリング調査により確認することが望ましい。

地質構成表			
地質名	地質記号	換算N値	備考
盛土(砂質土)	bn	2~9 (一部10~24)	—
砂質土1	As1	2~8 (一部13)	自沈層あり
砂質土2	As2	2~26	N値30未満 (概ね砂質土と思われる)
砂質土3	As3	34~50	N値30以上 (概ね砂質土と思われる)
転石 or 未風化部	—	50 (打撃するも 貫入不能)	転石あるいは未風化部 と思われる。

地盤の特性として、支持層が約10~15m
 南東方向に支持層は傾斜している。

- ① エリア1が支持層が浅く安定した地盤
- ② エリア3、6が支持層が深く建物配置において不利

消防法施行令別表第1

項別	防火対象物の用途等
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ 遊技場又はダンスホール
	ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
	ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅
(6)	病院、診療所又は助産所 ※平成28年4月1日以降は以下に分類。 次に掲げる防火対象物* (1) 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有する者として総務省令で定めるものを除く。） (i) 診療科目中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。）(2)(i)において同じ。）を有すること。 (ii) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。 (2) 次のいずれにも該当する診療所 (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 (3) 病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所 (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所
	イ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
	ロ 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であつて、同条第4項に規定する障害者支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）
ハ	次に掲げる防火対象物 (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
	二 幼稚園又は特別支援学校

(7)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
(8)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
	ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。）
(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(12)	イ 工場又は作業場
	ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13)	イ 自動車庫又は駐車場
	ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14)	倉庫
(15)	前各項に該当しない事業場
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
	ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16の2)	地下街
(16の3)	建築物の階（(16の2)に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）
(17)	文化財保護法の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によつて重要美術品として認定された建造物
(18)	延長50メートル以上のアーケード
(19)	市町村長の指定する山林
(20)	総務省令で定める舟車

●消防法における建物用途

- ①こどもセンター 第6項ハ、二
- ②義務教育学校 7項
- ③複合施設 16項イ

●スプリンクラー設置基準

- ①こどもセンター 延床面積6000㎡以上（平屋建て以外） ※該当しない
- ②義務教育学校 11階以上の階 ※該当しない
- ③複合施設 延床面積3000㎡以上 ※該当

●施設内部の内装制限

- ①こどもセンター 制限あり
- ②義務教育学校 制限なし

※施設全体にこどもセンターの基準を適用される可能性あり
結果として施設全体の本質化は不可能となる。

■配置計画を支配する要素

1. 土砂災害危険区域

「公立学校等」計画敷地は、敷地平場の南側斜面法尻より指定された範囲において、**土砂災害警戒区域**に指定される恐れがあります。土砂災害警戒区域内への建築に法的な制限はないものの、区域内の建築は避難施設としての指定をすることができません。

そのため、図1に示す範囲内への建築物の建設は避難施設としての利用がないものに限定されます。本計画においては、体育館及び子どもセンターの区域内への建築は避けることが望まれます。

2. 地盤性状

敷地平場の南側一部範囲において、土地の歴史的背景から沢地であったことが判明しています。過去の青少年広場整備の際の造成によって現在は平場となっていますが、図2に示す範囲では地盤が大幅に軟弱であると予想されます。

軟弱地盤への建築は不可能ではないものの、該当範囲に大部分が接地する重量の大きい建築は基礎工事コストが上がるため、軟弱地盤の範囲内への建築は効果的な投資の観点から避けることが望まれます。

3. 全体配置計画を支配する施設要素

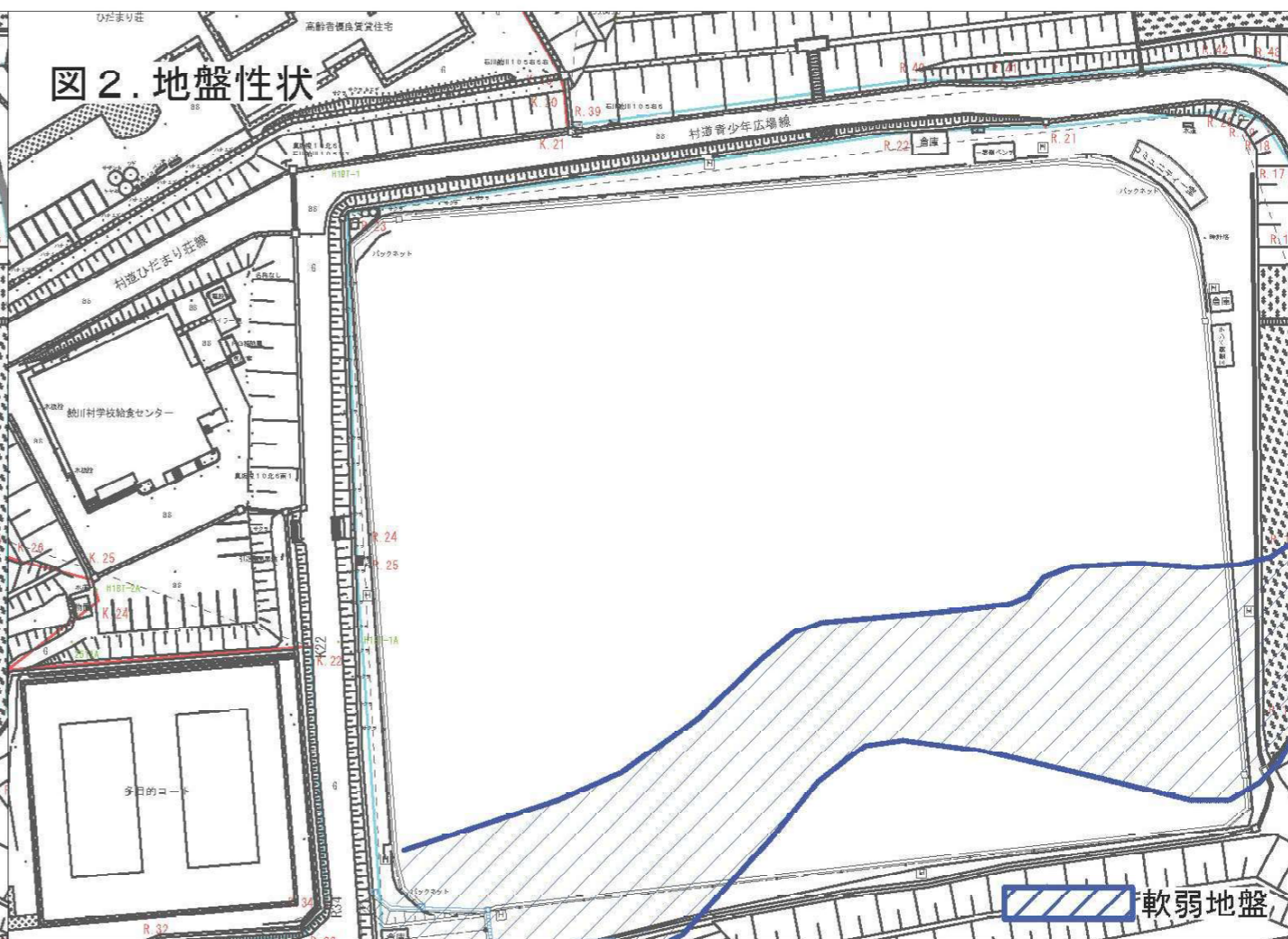
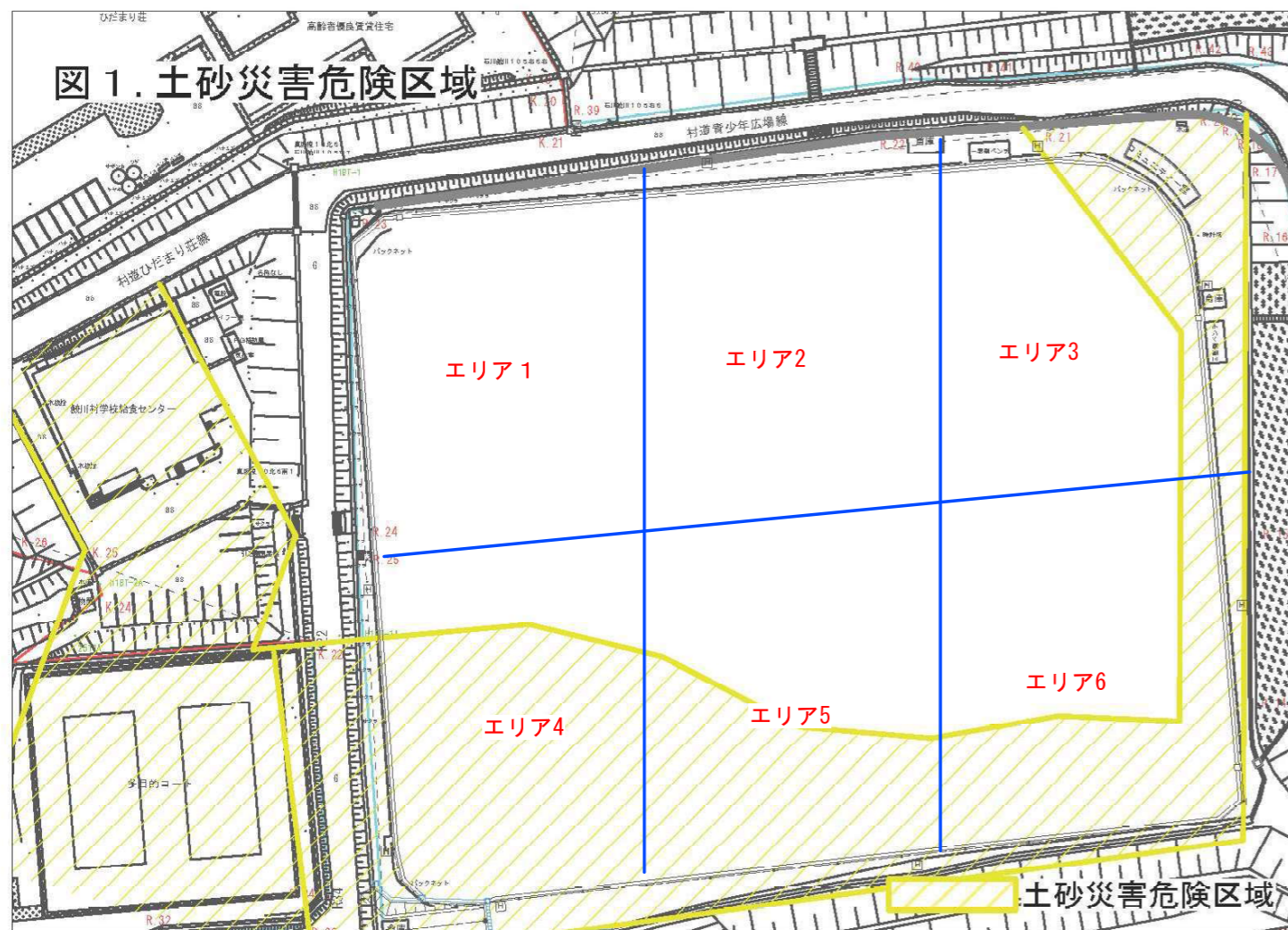
本計画の必要条件の中で、特に全体配置を支配する要素が2点あり、これらをまず抑えなければ計画が成立しないためその条件を以下に示します。

- 体育館の自己日影

体育館は一般的に競技に十分な空間を確保するため、単独平屋建てでも背の高い建築とする必要があります。そのため、体育館の**自己日影**が他のゾーンに影響を及ぼさないように全体配置を決定するのが、学校建築計画のセオリーといえます。

- 子どもセンターと送迎用駐車場

子どもセンターは、スクールバス100%で通学する義務教育学校とは異なり、**送迎用駐車場**との関係を考慮する必要があります。施設と駐車場の間に著しい高低差があったり、大きな距離があると利用が大きく制限されて、計画が成立しなくなります。



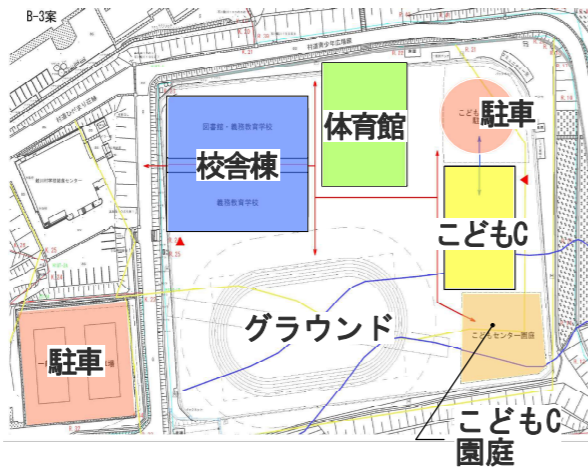


各配置計画に対する比較表

A～G案に対しての各項目比較①

計画案	A案（体育館：西・ こどもセンター2階建て）	B案（体育館：西・ こどもセンター2階建て同一棟）	C案（体育館：東・ こどもセンター平屋）	D案（体育館：西・ こどもセンター平屋同一棟）
配置計画				
特徴	体育館は西側に配置。校舎は敷地の中央北側に配置。こどもセンターは2階建てで東側に配置（校舎とは別棟）	体育館は西側に配置。校舎は敷地の中央北側に配置。こどもセンターは2階建てで東側に配置。（校舎とは同一棟）	体育館は東側に配置。校舎は敷地の西側に配置。こどもセンターは平屋建てで東側に配置。（校舎とは別棟）	体育館は東側に配置。校舎は敷地の西側に配置。こどもセンターは平屋建てで東側に配置。（校舎とは同一棟）
土砂災害危険区域 に対する比較	全ての建物が土砂災害危険区域外となっている。 評価 ○	全ての建物が土砂災害危険区域外となっている。 評価 ○	全ての建物が土砂災害危険区域外となっている。 評価 ○	全ての建物が土砂災害危険区域外となっている。 評価 ○
地盤特性上の比較	重量施設（体育館、校舎）がエリア1、2で有利。軽量施設（こどもC）は不利地盤エリア3に建設。かつ2階建てで荷重増。 評価 △	重量施設（体育館、校舎）がエリア1、2で有利。軽量施設（こどもC）は不利地盤エリア3、かつ2階建てで建設するためさらに不利。 評価 △	重量施設（体育館、校舎）がエリア1、2で有利。軽量施設（こどもC）は不利地盤エリア3、4に建設。（平屋建てのためA、B案に有利） 評価 ○	重量施設（体育館、校舎）がエリア1、2で有利。軽量施設（こどもC）は不利地盤エリア3に建設。平屋建てであるため有利。 評価 ○
法規上（消防法）の比較	各棟は別棟であるため消防法の適用（特にスプリンクラー）の設置は不要。 評価 ○	校舎とこどもセンターは同一棟のため消防法（スプリンクラー）の設置が必要。 評価 △	各棟は別棟であるため消防法の適用（特にスプリンクラー）の設置は不要。 評価 ○	校舎とこどもCは同一棟のため消防法（スプリンクラー）の設置が必要。 評価 △
配置計画に対して比較① （体育館の位置）	西側配置のため、施設側への日影の影響はない。長軸は南北ではあるが、西側隣地への影響は発生。 評価 △	西側配置のため、施設側への日影の影響はない。長軸は南北ではあるが、西側隣地への影響は発生。 評価 △	北側配置のため、施設側への日影の影響はない。長軸は東西ではあるため、北側道路への影響が発生。校舎棟、こどもCからの利用が容易。 評価 △	北側配置のため、施設側への日影の影響はない。長軸は東西ではあるため、北側道路への影響が発生。校舎棟、こどもCからの利用が容易。 評価 △
配置計画に対して比較② （こどもセンターの位置）	東側に配置することで駐車場の確保が容易。ただ2階建てのため、地盤への影響が大きい。（基礎が過大になる。） 評価 △	東側に配置することで駐車場の確保が容易。平屋建てのため、地盤に対して有利である。 評価 ○	東側に配置。平屋建てではあるがエリア6にも一部配置することで基礎形状が変わる可能性が発生する。 評価 △	東側に配置。平屋建てではあるが施設形状が東西に長くなり、駐車スペースの配置で不利となる。（スペースが狭い） 評価 △
配置平面計画に対して比較 （義務教育学校）	正方形に近い形状だが、別棟での建設のため中庭等を設置することで採光は確保出来る。各棟と近接する。 評価 △	採光は確保可能だが、こどもCと同一棟のため、利用法に検討が必要。スプリンクラーの設置が必要。 評価 △	正方形に近い形状だが、別棟での建設のため中庭等を設置することで採光は確保出来る。他施設との距離も取りやすい。 評価 ○	採光は確保可能だが、こどもセンターと同一棟のため、利用法に検討が必要。スプリンクラーの設置が必要。 評価 △
総合評価	各棟の配置は理想的。こどもCが2階建てでかつエリア3での建設のため基礎構造が不利となる。 評価 14点	各棟の配置は理想的。こどもCはエリア3に配置となり、2階建てであるため不利である。 評価 14点	校舎棟が西側配置で日影が懸念されるが、各棟の間隔が取りやすく緩和可能。こどもCはエリア3、6にかかるが平屋建てで建設可能。 評価 16点	こどもCは平屋建てでエリア3のみでの配置が可能だが東西に長く、校舎棟と一体となり、消防法上不利である。 評価 14点

各配置計画に対する比較表

A～G案に対しての各項目比較②

計画案	E案（体育館：敷地中央北側・ こどもセンター平屋建て）	F案（体育館：敷地中央・ こどもセンター平屋建て）	G案（体育館：敷地西校舎一体・ こどもセンター平屋）
配置計画			
特徴	体育館は敷地中央北側に配置。校舎は敷地西側に配置。こどもセンターは平屋建てで東側に配置。	体育館は敷地北側に配置。校舎は敷地西側に配置。こどもセンターは平屋建てで西側に配置。	体育館は敷地西側に配置し校舎と一体で配置する。こどもセンターは平屋建てで東側に配置。
土砂災害危険区域 に対する比較	全ての建物が土砂災害危険区域外となっている。 評価 ○	全ての建物が土砂災害危険区域外となっている。 評価 ○	全ての建物が土砂災害危険区域外となっている。 評価 ○
地盤特性上の比較	重量施設（体育館、校舎）がエリア1、2で有利。軽量施設（こどもC）は不利地盤エリア3、4に建設。（平屋建てのためA、B案に有利） 評価 ○	重量施設（体育館）はエリア2に配置されるが、校舎はエリア3に配置であり、基礎選定で不利。 評価 △	重量施設（体育館、校舎）がエリア1、2で有利。軽量施設（こどもC）がエリア2、3にまたがり不利（平屋建てのためA、B案に有利） 評価 △
法規上（消防法）の比較	各棟は別棟であるため消防法の適用（特にスプリンクラー）の設置は不要。 評価 ○	各棟は別棟であるため消防法の適用（特にスプリンクラー）の設置は不要。 評価 ○	各棟は別棟であるため消防法の適用（特にスプリンクラー）の設置は不要。 評価 ○
配置計画に対して比較① （体育館の位置）	敷地中央配置だが長軸は南北であり、他案と比較し隣地への影響は少ない。施設群の中央であり、利便性は高い。 評価 ○	敷地中央配置だが長軸は東西であり、北側への影響が懸念される。 評価 △	北側配置のため、施設側への日影の影響はない。長軸は東西ではあるため、北側道路への影響は大きい。 評価 △
配置計画に対して比較② （こどもセンターの位置）	エリア3、6にまたがるが平屋建てにすることで緩和可能。南側に配置する事で北側に駐車スペースの確保が可能。 評価 ○	平屋建てでエリア1に配置で有利だが土砂災害危険区域に近接する。西側配置のため送迎動線が長く駐車場の確保で不利。 評価 △	東側に配置。平屋建てであり、東西に長くなるが北側に駐車スペースの確保は可能。 評価 ○
配置平面計画に対して比較 （義務教育学校）	正方形に近い形状だが、別棟での建設のため中庭等を設置することで採光は確保出来る。他施設との距離も取りやすい。 評価 ○	正方形に近い形状だが、別棟での建設のため中庭等を設置することで採光は確保出来る。地盤で不利なエリアでの建設となる。 評価 △	体育館との一体的な整備のため、中庭の確保が困難。体育館が発生する音の問題等が懸念される。 評価 △
総合評価	各棟は分散して配置するため、日影の影響は緩和される。こどもCが一部エリア6に及ぶことが懸念される。 評価 18点	校舎棟がエリア3に配置され基礎の過大化が懸念される。またこどもCの送迎動線が長く、他案と比較し不利である。 評価 14点	体育館と校舎棟の一体化により採光が片側から取れないことによる建設不可能の場合がある。体育館と校舎で混構造となり大幅なコスト上昇の恐れがある。 評価 15点